（略）	（略）
放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三
踏切道改良促進法	第九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）
不動産の鑑定評価に関する法律	第三十九条第一項
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第六十二条第一項及び第二項、第七十二条第三項、第八十条の三（第九十二条第八項において準用する場合を含む。）、第百二十三条、第百三十九条の二第一項、第百四十六条第一項、第百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第六項、第百六十六条第一項並びに第百九十九条第一項
（略）	（略）
大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	第十二条第一項
（略）	（略）
船舶安全法施行規則	第四十六条第二項及び第三項、第六十条の五第二項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項並びに第六十二条第一項
新住宅市街地開発法施行規則（昭和三十八年建設省令第二十五号）	第九条第一項及び第十二条
（略）	（略）
小型船造船業法施行規則	第三十四条第一項
（略）	（略）

（第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百九十二条第一項	（略）
放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三
不動産の鑑定評価に関する法律	第三十九条第一項
日本勤労者住宅協会法	第三十条第一項及び第二項並びに第三十六条第二項
（略）	（略）
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第六十二条第一項及び第二項、第七十二条第三項、第八十条の三（第九十二条第八項において準用する場合を含む。）、第百二十三条、第百三十九条の二第一項、第百四十六条第一項、第百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第六項、第百六十六条第一項並びに第百九十九条第一項
（略）	（略）
船舶安全法施行規則	第四十六条第二項及び第三項、第六十条の五第二項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項並びに第六十二条第一項
（略）	（略）
小型船造船業法施行規則	第三十四条第一項
日本勤労者住宅協会法施行規則（昭和四十一年建設省令第三十九号）	第十条及び第十一条
（略）	（略）